

第127期 決算公告

平成22年6月30日

岡山市北区番町2丁目3番4号

株式会社 トマト銀行

取締役社長 中川 隆進

(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	14,237	預金	807,025
現金	11,228	当座預金	23,190
預け	3,008	普通預金	299,157
コ ー ル	11,500	貯蓄預金	5,033
商品有価証券	291	通知預金	2,839
商品国債	279	定期預金	461,587
商品地方債	11	定期積金	10,053
有価証券	198,091	その他の預金	5,163
国債	118,245	譲渡性預金	1,189
地方債	11,142	コ ー ル マ ネ	3,505
社債	44,284	借入金	4,473
株式	4,297	借入金	4,473
その他の証券	20,121	外国為替	4
貸出	629,175	売渡外国為替	4
割引手形	10,018	社の他負債	5,000
手形貸付	38,909	未払法人税等	182
証書貸付	538,498	未払費用	2,452
当座貸越	41,749	前受収益	556
外国為替	1,141	給付補てん備金	18
外国他店預け	985	金融派生商品	56
買入外国為替	10	その他の負債	3,021
取立外国為替	145	退職給付引当金	636
その他の資産	4,149	役員退職慰労引当金	130
前払費用	1,015	睡眠預金払戻損失引当金	71
未収収益	1,119	偶発損失引当金	363
金融派生商品	16	再評価に係る繰延税金負債	697
その他の資産	1,998	支払承諾	3,890
有形固定資産	10,306	負債の部合計	833,277
建物	3,453	(純資産の部)	
土地	5,851	資本金	14,310
その他の有形固定資産	1,001	資本剰余金	12,640
無形固定資産	598	資本準備金	12,640
ソフトウェア	540	利益剰余金	6,395
その他の無形固定資産	57	利益準備金	1,773
繰延税金資産	3,087	その他利益剰余金	4,622
支払承諾見返	3,890	不動産圧縮積立金	184
貸倒引当金	△ 8,633	別途積立金	3,547
		繰越利益剰余金	889
		自己株式	△ 460
		株主資本合計	32,885
		その他有価証券評価差額金	1,147
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	526
		評価・換算差額等合計	1,673
		純資産の部合計	34,558
資産の部合計	867,836	負債及び純資産の部合計	867,836

〔平成21年4月 1日から
平成22年3月31日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	15,645	19,287
貸付金	13,575	
貸付金	1,989	
貸付金	15	
貸付金	1	
貸付金	64	
貸付金	2,442	
貸付金	841	
貸付金	1,601	
貸付金	750	
貸付金	28	
貸付金	3	
貸付金	413	
貸付金	306	
貸付金	448	
貸付金	52	
貸付金	396	
経常費用	2,181	18,382
預金	1,883	
預金	3	
預金	15	
預金	93	
預金	151	
預金	33	
預金	1,505	
預金	152	
預金	1,352	
預金	134	
預金	134	
預金	11,938	
預金	2,621	
預金	387	
預金	864	
預金	7	
預金	374	
預金	987	
経常利益	905	
特別利益	458	
特別損失	58	
税引前当期純利益	31	
法人税、住民税等	26	
法人税、住民税等	158	
法人税、住民税等	404	
法人税、住民税等	562	
法人税、住民税等	742	

注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づい

て上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,032百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（4,289百万円）については、14年による按分額を費用処理しております。

（会計方針の変更）

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、当事業年度においては「金利スワップの特例処理」による会計処理のみを行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、その他有価証券に計上している私募債について時価評価を行ったため、従来の方法に比べ、有価証券は51百万円増加、繰延税金負債は20百万円増加、その他有価証券評価差額金は30百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ21百万円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 12百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,210百万円、延滞債権額は19,856百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は67百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,119百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,254百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,029百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,203百万円

預け金 89百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,214百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,134百万円及び預け金2百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産のうち保証金は170百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は63,502百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが63,302百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,211百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,422百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 221百万円
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,040百万円が含まれております。
 13. 社債は、劣後特約付社債5,000百万円であります。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は8,462百万円であります。
 15. 1株当たりの純資産額 300円23銭
 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 17. 関係会社に対する金銭債権総額 3,329百万円
 18. 関係会社に対する金銭債務総額 833百万円
 19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっておりますが、当社においては、資本準備金及び利益準備金の合計額が定められた必要額に達していませんため、当事業年度においては当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上は行っておりません。

20. 当社の自己資本比率（単体）は9.90%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	53百万円
役員取引等に係る収益総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	76百万円
その他の取引に係る収益総額	1百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役員取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	260百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額260百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

岡山県外

用途	営業用店舗2カ所
種類	建物不動産等
減損損失	26百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引として記載すべきものはありません。

4. 1株当たり当期純利益金額 6円44銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	19,020	19,589	568
	社 債	－	－	－
	その他	－	－	－
	うち外国債券	－	－	－
	小計	19,020	19,589	568
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国 債	4,590	4,574	△ 16
	社 債	500	498	△ 1
	その他	500	466	△ 33
	うち外国債券	500	466	△ 33
	小計	5,590	5,539	△ 51
合 計		24,611	25,129	517

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年3月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	11
関連法人等株式	1
合 計	12

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株 式	1,782	1,336	445
	債 券	135,719	133,924	1,795
	国 債	91,144	89,902	1,241
	地方債	4,723	4,627	96
	社 債	39,852	39,394	457
	その他	12,283	12,150	133
	うち外国債券	12,079	11,974	105
	小計	149,785	147,412	2,373
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株 式	1,753	2,067	△ 313
	債 券	13,840	13,897	△ 57
	国 債	3,489	3,493	△ 3
	地方債	6,419	6,423	△ 4
	社 債	3,932	3,980	△ 48
	その他	7,337	7,435	△ 97
	うち外国債券	7,317	7,413	△ 96
	小計	22,932	23,400	△ 467
合 計		172,718	170,812	1,905

注 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	749
その他	－
合 計	749

これらについては、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
株 式	63	15	0
債 券	102,625	408	132
国 債	78,933	234	114
地方債	9,083	19	16
社 債	14,608	154	1
その他	1,324	40	2
うち外国債券	1,068	4	2
合 計	104,013	464	135

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式369百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,386百万円
固定資産	337
株式	316
未取貸付金利息	150
その他	498
繰延税金資産小計	5,688
評価性引当額	△1,576
繰延税金資産合計	4,112
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	758
固定資産圧縮積立額	125
その他	140
繰延税金負債合計	1,024
繰延税金資産の純額	3,087百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

平成20年度の税制改正により、地方法人特別税が創設されました。これにより、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成21年度以降の法定実効税率を変更しておりますが、計算書類に与える影響は軽微であります。

以 上